

総務常任委員会

(平成25年7月17日)

毛利彰男委員長

皆さん、おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。お暑い中、どうもご苦労さまでございます。

きょうの委員会は、事項書にありますように、二つ大きなテーマがございます。一つは市民自治基本条例の件でございます。それから、もう一件は、過日、ときわ保育園で行われました議会報告会、シティ・ミーティングでの意見の取り扱いについてです。その後、その他の項目として、8月定例会議会報告会の開催場所とか行政視察等を審議していただきまして、遅くとも昼までには終えたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、市民自治基本条例でございますが、各派代表者会議におきまして、市民自治基本条例の見直しをこの総務常任委員会の所管事務調査で取り扱うということが確認をされております。それで、調査を行うわけですけれども、第4章の議会に関する部分は6月28日の議員政策研究会全体会におきまして、見直しの必要はないというふうに確認をされておりますので、ご報告をします。

きょうは政策推進部にご出席いただいておりますので、市民自治基本条例の過年度における各種の取り組み、あるいは今後の条例の見直しの可能性をご説明いただきまして、委員の皆様方の質疑を行って、最終的にこの市民自治基本条例の見直しをどうするかと、こういうところまでお話を持っていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、政策推進部長よりご挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

藤井政策推進部長

おはようございます。

4年前にも市民自治基本条例について同じように所管事務調査をしていただきまして、今回2回目という見直しの時期に来ておりますので、政策推進部といたしまして、関係部にヒアリング等もしながら資料を調製させていただきました。この説明と、あと、見直しの可能性についてということでまとめてありますので、その説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

資料を準備していただいていますので、説明をお願いしたいと思います。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

政策推進部次長の服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料でございますが、市民自治基本条例についてという資料と、別冊でございますが、条例の本文をご用意させていただきました。

まず、市民自治基本条例につきましては、議員提案によりまして平成17年1月31日に制定をしていただきまして、平成17年9月1日の施行でございます。同条例につきましては、前文と全8章25条から構成されているものでございます。

この市民自治基本条例の第24条におきまして、市長はこの条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が目的達成に適當か否かを検討するという見直し規定となっております。

そこで、条例施行から4年目を迎える平成21年度におきまして見直しの方向性を検討していただいたところでございます。当時も総務常任委員会の所管事務調査ということで取り上げていただきました。当時の結論といたしましては、市民自治基本条例に示されている理念については有効であるので、条文改正の必要はないとしていただいたところでございます。

今回、その後4年を経過するという時期を迎えておりますので、本年8月末までに改めて見直しについて検討していく必要がございます。そこで、本日取り上げていただいたということでございます。

それでは、見直しの検討を進めるに当たりまして、市民自治基本条例に基づきまして、これまでの4年間に市のほうでこういった取り組みがされているかにつきましてまとめさせていただきましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

1ページをあけていただきたいと思います。まず、第2章の市民の役割についてでございます。市民の権利や責務が定義されているところでございますが、市民の市行政への関心の度合いというものを一つの尺度といたしまして、権利、責務について評価をいたしました。

一つ目は、市政への提案箱等の提案数でございます。これは、インターネットのホーム

ページで市民の皆様から意見や提案などをいただくものですが、平成21年度が279件、平成22年度が247件、平成23年度が267件、平成24年度が393件と、平成23年度から増加しており、平成24年度は大幅に増加しているという状況でございます。次に、ホームページのアクセス数でございますが、これは四日市市のホームページのどこかのページにアクセスした数でございますが、平成21年度は1283万件、以下、1393万件、1495万件、1512万件と年々増加している状況になってございます。一方、市政情報番組でのCTYのほうで放映されています、ちゃんねるよっかいちの視聴状況でございますが、これは市政アンケートの結果でございます、それぞれの年度の3カ月間で視聴したことがある人の割合を問うたものでございます。これにつきましては、平成21年度が30.4%、以下、34.1%、33.7%、31.2%ということで、前回見直しの検討を行いました平成21年度よりは増加しておりますが、平成22年度からは年々減少傾向にあるという状況でございます。こういったことを総合的に見ますと、総じて市民の市行政への関心度というのは高まってきているのではないかというふうな判断をしているところでございます。

続きまして第3章でございますが、第3章は市の執行機関の役割ということでございます。第6条の市民等及び市議会の意向の把握につきましては、右側が取り組み状況となっております。全部局におきまして、市民等の意向を把握し、尊重するよう努めているというところでございます。

以下、代表的なものを下に列挙させていただきました。その中から抜粋してご説明させていただきますが、例えば一つ飛びますが、総合計画の策定に当たりましては、総合計画策定委員会を中心に、市民団体との懇談会や若者懇談会、24地区での政策懇談会、2度にわたるパブリックコメントの実施など、多くの市民から広く意見、提案を聞きながら進めてまいりました。また、市議会におきましても、新総合計画調査特別委員会や総合計画基本構想基本計画特別委員会で活発なご議論や集中審議をいただいたところでございます。また、二つ飛んで財政経営部におきましては、予算の編成方針におきまして、決算常任委員会の指摘事項を十分に踏まえ、反映したものとしておるところでございます。あるいは、介護保険事業計画などの福祉関連の計画の策定に当たりましても、アンケートを実施し、幅広く意見の聴取を行ったものでございます。三つ飛んで都市整備部でございますが、都市計画マスタープラン全体構想改定時には、市内全24地区の地区市民センター、楠総合支所にて説明会を実施し、市民意見の聴取をし、意向の把握に努めたところでございます。このように全部局におきまして市民等の意向を把握し、尊重するよう努めているという

状況でございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。第3章の続きでございますが、第7条の情報公開、あるいは第8条の説明責任について一括して書かせていただきましたが、広報よっかいち、あるいはケーブルテレビ、FM放送、インターネット等々、あるいは出前講座、地元の説明会などにおきまして、情報発信を行っているところでございます。また、市議会に対しましても報告すべき旨や要求があった行政運営の状況につきましては、常任委員会、あるいは議員説明会などを通じて状況報告を行っているところでございます。さらに、広報よっかいちは、平成24年度にリニューアルをいたしまして、上旬号で特集記事を組んで、重要な市の政策、施策を十分掘り下げて、市民によりわかりやすく広報したり、市のホームページでツイッターやYouTube、電子書籍などの新たな情報発信手段も導入し、積極的に情報開示に努めているところでございます。

次に、第9条の市民参加でございます。ここは、パブリックコメント手続条例の制定でございます。恐縮でございますが、5ページに移っていただきたいんですが、実施状況をまとめさせていただきました。前回の見直し検討以後、平成21年度からの状況でございます。平成21年度は5件、平成22年度が4件、平成23年度は3件、平成24年度が3件というように、4年間で合計15の条例または計画についてパブリックコメントの手続にのっとりまして市民の皆様から意見を頂戴したところでございます。

恐縮ですが、2ページに戻っていただきたいと思えます。第10条の市長等の責務でございますが、職員の知識や能力の向上を図るよう規定されております。これにつきましては、職員の能力向上と意識改革につながる効果的な職員研修の内容の充実に努めているところでございます。また、意欲ある職員がみずからの所属の業務だけでなく、他部局の政策についても自由に発想し、独創的な提案ができる仕組みとして、平成23年度から新たに職員による政策提案制度をスタートさせまして、職員の政策形成能力の向上に寄与しているところでございます。

第4章でございますが、先ほど委員長からお話がありましたように、第4章につきましては市議会の役割でございますが、ここでは議員政策研究会で検証していただいたということでございますので、除かせていただいております。

それでは、3ページでございます。第5章の行政運営に関する基本姿勢でございます。まず、第15条の個人情報の保護でございますが、個人情報の保護につきましては平成11年に制定しました個人情報保護条例にのっとりまして個人情報の保護に努めているところで

ございますが、これにつきましても全部局で個人情報の収集、利用、提供、管理、その他の取り扱いを適正に行うよう、意識の徹底を図っているところでございます。

第16条の行政手続の適正性につきまして、内部研修の実施や外部研修の受講によりまして、適正な行政手続に努めているところでございます。

第17条の苦情等の処理でございますが、市民からの意見や要望、苦情等に対して、できる限り速やかに、丁寧に対応いたしておりますが、中には回答に時間を要する場合もございます。その場合につきましては、もうちょっとおくれます、いつぐらいまでには回答しますということでお伝えさせていただきまして、全部局で丁寧な対応をとっているところでございます。

続きまして、第18条の総合計画及び第19条の行政評価でございますが、一括して記載させていただいております。まず、平成23年度から期間10カ年の総合計画を策定いたしました。また、実施計画である期間3カ年の第1次推進計画を策定して、各事業の推進をしているところでございます。第1次推進計画につきましては、スプリングレビューなどを通じた庁内横断的な議論を進め、的確な進捗管理を行うとともに、計画内容のローリングを実施し、計画の調整を行っているところでございます。また、四日市市施策評価検証委員会におきまして、外部の視点による第1次推進計画の評価、検証に取り組んでおるところでございます。委員からの指摘や意見を得て、事業の推進や質的な向上を図っているところでございます。なお、第1次推進計画の進捗状況につきましては、各事業ごとの決算状況を公表するとともに、施策評価検証委員会による報告書を記者発表とホームページにて公表を行い、広報よっかいちでも紹介しているところでございます。さらに、各課の業務につきましては、業務棚卸表にて指標に基づく目標設定及び事後評価を行っており、総合計画の体系に基づき改善を図っておるところでございます。ホームページで公開しているところでございます。

第20条の財政運営等でございますが、中期的な視点からの健全な財政運営を図るため、四日市市行財政改革プラン2011において、財政運営の指針として、全会計市債残高の削減と財政調整基金の充実という二つの目標を掲げまして、健全な財政運営を図っているところでございます。また、財政状況の公表につきましては、予算及び決算の状況はもとより、財政健全化法による財政指標、貸借対照表などの財務4表について、広報紙の特集記事やホームページに掲載し、なるべくわかりやすく情報を提供しているところでございます。

第21条の執行体制の整備でございますが、毎年直面する課題や市民ニーズなどに的確に対応できるよう組織を見直しているところでございます。記載のとおり平成22年度には楠総合支所の体制を見直し、新総合ごみ処理施設の整備に向けて、新ごみ処理施設整備課を設置いたしました。平成23年度には、多文化共生の推進体制を強化するため多文化共生推進室を設置するとともに、観光行政を推進していくための観光推進室を設置したところでございます。平成25年度におきましては、子供に係る施策を一体的、総合的に行うため子ども未来部を設置するとともに、保健、福祉、医療に係る施策が一体的に取り組めるよう、福祉部と健康部を再編いたしまして、健康福祉部を設置したところでございます。

4ページは第6章第22条の市民投票でございます。市民投票につきましては、市民自治の確立に向けた多様な手法の中の一つと捉えておりまして、市民投票制度に対する市民の理解等、市民意識の醸成を図りつつ、個別の事案が発生した時点で条例化を図ることとしているものでございます。

なお、第7章は条例の位置づけ及び見直し、第8章は委任の規定となっております。

5ページは先ほど申し上げましたパブリックコメントの状況でございます。

最後、6ページをごらんいただきたいと思います。まとめといたしまして、市民自治基本条例見直しの可能性でございますが、先ほど来、この4年間にわたる市の実績と申しますか、市条例への取り組みと対応状況を説明させていただきましたが、市の執行機関によって市民自治基本条例の各章に基づく取り組みが進められているところでありまして、本条例の理念は現在でも市民自治を推進する上でも十分有効な条文でありますので、現時点では見直しの必要性はないものと考えているところでございます。

なお、市民自治基本条例に基づき、市民協働促進条例や市民投票条例につきまして、検討や整理がなされております。条例制定の進捗によりましては、条例間の整合を図るため、その時点におきまして、市民自治基本条例の見直しの可能性があるのではないかと考えるところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。市民自治基本条例に基づく各種取り組みについて、お話をいただきました。

ここからは、委員の皆さん方からの質疑に入りたいと思いますけれども、この条文と、

それから、取り組みの状況の整合性がとれているかとか、そういうポイントで見ていただいて、さらにこの条文の見直しが必要であるのかどうか、このあたりも念頭にご発言をいただきたいと思っています。行政のまとめとしては、最後の6ページにあるように、現時点で見直しの必要性はないというふうにおっしゃっておられます。ただし、市民協働促進条例とか市民投票条例の制定、その時期が来ればまた見直しも必要でないかと、そういう含みを持たせたまとめになっているというふうに思います。

それでは、ご質疑を承りたいと思います。よろしく願いいたします。

石川勝彦委員

二、三、ちょっとお尋ねをいたしますが、まず、パブリックコメント、今、結果報告というか、平成21年度からの実施状況を聞かせていただいて、これをずっと見せていただいておりますと、総合計画については大勢の方の意見が出ております。しかし、ほかの場合

これ、制度を立ち上げたときからも申し上げてきたんですが、私も熱心にやっていたときもありました。お粗末で、ここを見ても意見の数は1桁が多いですよね。2桁、3桁ぐらいあって当然なのに、余りにも少ない。これは市民の市政に対する関心が薄いところから始まっているのかなというふうに思うんですね。それから、パブリックコメントそのものについての周知が不十分。資料の冊子を持っていかれる方は多くありますが、結局意見として帰ってこない。書き方についての説明が不十分なのかなということで、パブリックコメント手続条例が制定されておるのにかかわらず、これが機能しておらず、相変わらずの状況で推移していくというのはいかがかなというふうにまず思います。この点について、お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

もう一つは第10条についてですが、職員の能力向上と意識改革につながる効果的な研修内容の充実に努めるということで、職員研修所の機能がどういうふうになっているかということですが、今の所長さんは女性ですよ。いろいろと外部の機関を有効に使いながらということで、機能的にというか、節目節目にいろいろやっていただいておりますが、頭でわかっておっても、それこそ市民に反映するということになると、若干弱い。というのは、最近の職員の皆さんのその言動というか、いろいろ説明なんかを聞かせていただいておりますと、自分の職務の部分については的確に説明されるんですけども、その周辺のことというか、言うなれば潤滑油的な部分、この辺の部分がどうも弱いというか。ということは、職員の意識改革というものが十分になされるような研修がされてないよう

な気もするし、されておるならば、そのような形であってしかるべきだと思うんですね。

それからもう一つ、市民投票条例というのがありますが、これ、選挙管理委員会そのものは熱心にやっていただいておりますが、結果がやはりもう一つという感じで、選挙の投票をするということを市民に徹底するということ、やっぱり投票率を上げるというための手だてが、もう一つ条例がありながら弱いなという、これは選挙関係のことでないのかもしれませんが、そういうふうなことを常日ごろ感じておりますが、その3点について、それぞれお答えいただくところがあれば聞かせていただきたい。

毛利彰男委員長

3点いただきました。パブリックコメントの実施、あるいは実行における課題。それから、職員研修、能力開発が市民サービスに結びついていないんじゃないかと。3点目に住民投票条例の、ちょっと石川委員さん、選挙の件で言われてしまったんですけど、住民投票という意味ですので、それも含めて説明を再度いただきたいと思います。

藤井政策推進部長

まずパブリックコメントですが、手続的なことは条例を制定してあるわけでございますけれども、ご質問にもありましたが、やはり総合計画をつくっているときには、多様な意見を聞く場を何回も重ねながら、また、討議型のシンポジウムで、これも議会でご意見をいただいて、それを反映した討議型のシンポジウムをやらせていただいたということもあるんですが、そういう積み重ねをやっておる関係上、やはり市民生活に主体的にかかわることを、行政側も積極的に打って出たもので、興味があるから、3桁の数の意見が2回やっても出てきていると。これはご質問にもありましたが、やはりパブリックコメントをちゃんとやろうという、計画をつくる側である行政側の強い姿勢が前段にないと、単にパブリックコメントをやりましたというアリバイに終わっているというのは、これは反省点として認識する必要はございます。今、やっぱり全庁的にそういう意見は出ています。ですから、条例、計画なりをつくるときにはもっとオープンに意見が出やすいような、まず、説明会、懇談会みたいなことを実施するとか、もう少し工夫をしていかないと、市民の皆さんの興味は呼び起こすことはできないのかなという問題意識は持っています。実際に3桁の数の意見が出た事例はあるわけですから、それをちょっと参考にして今後全庁的に意識改革はしていきたいなと思っています。

それから職員研修につきましては、やはり能力開発は重要なことなので、職員研修はちゃんとやっておりますが、よく部長会議でも随時意見交換をしておるんですが、やはり自分でみずからもっと幅広く、例えば都市計画の仕事をしている人間が土地利用を考えると、当然のことながら産業とか居住とかよその部のことも含めて幅広く情報を得て、自分の能力をさらに高めていくと、そういう気持ちで職員がやらないと、質的な向上は図れない。一番大事なのは職員研修所の研修とあわせて、オン・ザ・ジョブ・トレーニングである職場研修、日常研修が大事であると。特に書類に簡単に判子を押すんじゃなくて、なかなか判子を押してくれないという職場もまだあるわけですよ。それは、その職場に来た早々の人間にとってみれば非常にうっとうしい話なんですけれども、1年間やっていくと、やっぱりその中で学ぶところも出てくると。20年前と比べて、今の市役所に一番欠けておるのが、そういった手間暇をかけなくなったというか、一見物わかりがよくて優しい組織になってきたというところですよ。これは日本中そうかもしれないですけども、オン・ザ・ジョブ・トレーニングをきっちりやって、もっと自発的に学習するということが、今、若干行政マンは窮屈になっていると。はるかに議員の先生方のほうが情報量が多いと。これはあんまりよくないというか、行政マンが自分でもっと情報をとらないということが問題であるということで、これは職員研修所にその辺の予算もありますし、それから、例の職員提案も、採択されると視察に行つて学習できるようなシステムになっていますので、これもあわせてもう少し羽ばたいてもらうようなことをやっていくことが市民自治基本条例にうたつてある趣旨であると。この二つをあわせて、やはりもう少し我々行政当局が、もう少し前向きに人を育てる、あるいはもっと質を上げるという形で努力する必要性は大いにあるというふうに思っております。

3点目は委員長もおっしゃいましたし、石川勝彦委員もおっしゃいましたけど、この市民投票のことは、さっき次長が説明させていただきましたように、個別の案件が出てきたときにまた検討させていただくということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

石川勝彦委員

それぞれご説明をいただきまして、条文について云々するようなことはあえてする必要はないと思いますが、取り組みのあり方について、今、部長のほうからも、反省を含めた

ような、現状を何とか打開していかなくちゃいけない、改善していかなくちゃいけない、バージョンアップしていかなくちゃいけないというような意味合いでのお答えであったかと思しますので、取り組みのあり方をしっかりと踏まえて、条例が十分機能するように進めていただくということをお願いしておきたいと思えます。

職員の能力の向上と意識改革については、現状よくわかっておられると思えますので、オン・ザ・ジョブ・トレーニング云々もそうですし、もう少しやっぱり、皆さん、幅を広げていただきたい。やっぱり何か怖い職員というのが少なくなった。みんな小さな規模の中に入ってしまって寂しいところがあるので、その辺、にわかになれとは言いませんけれども、やっぱりその辺の努力をして、現状だけで物事を終始するだけじゃなくて、それに関係する他都市の情報も知り、あるいはたくさんの本が出ていますよね。非常に各論的なもの、示唆に富んだものが非常にあると思うんですよ。だから、そういうものを小まめに読んでいただく余裕もあると思うんだけど、もうちょっとやっぱりみんなが幅を広げていただかんと。怖い職員の方がたくさんおってしかるべきだと思うんです。さすがやなという、対等で物を言っていただけの人最近本当にいなくなったね。怖いのは政策推進部長の藤井さんぐらいで、あとの人ってあんまりそう感じないね。

毛利彰男委員長

条例そのものの見直しの必要性は感じないけれども、条例を機能させる、あるいは条例を花咲かせるという、そういう取り組み、工夫、改善の必要があるんじゃないかというご指摘でございました。

他にございませんでしょうか。

竹野兼主委員

この条文については、まだ変更するところではないのかなということ、まず最初に言っておきたいと思えます。

ただ、これはあくまで理念条例ですよ。本来、第9条にあるパブリックコメント手続条例のように、理念条例に対して、実施条例が当然その後できてこなきゃいけないと思うんです。今回の議論には第4章は含まれていませんけど、議会の部分の第4章については議会基本条例というものが制定されている。それ以外のところで実施条例って何があるのやったかなと思ったんですけど、まず、そこだけ教えていただきたい。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

まず、パブリックコメント手続条例を、今、お話がありましたように制定させていただいておるところでございます。

さらに、関連というか総体的なところでございますけれども、この市民自治の推進、協働の理念を実施するということで、今、議会のほうで、市民協働促進条例を特別委員会で検討していただいておりますというところで、そこに行政側も参加させていただいて検討させていただいておりますというところでございます。

そのほか、条例ではございませんが、第6条の関係でございますが、そこにもちょっと書いてございますけれども、男女共同参画プランよっかいち、こういった計画、実質的な計画も策定しておりますというところでございますし、あと、配偶者等からの暴力(DV)の防止基本計画、そういったものも策定をさせていただいておりますというふうなところがございます。

竹野兼主委員

なぜそんなことを聞いたかという、計画はあくまで計画であって、実施しようとする行政側の体制というのはこちらからも見られるわけですけど、条例で定めるという部分のところ、僕ら自身その議員提案の条例を定めるというのも重要だと思っております。

市民の権利、責務は、第2章の第4条、第5条のところに書いてあって、それが市民参加の実施というところにすぐリンクしていかないかところが、その市民の権利を市民が全く認識していない状況にあって、それをどうすれば市民の皆さんに周知することができるのか。行政側にしても、計画はいっぱいあるけれど、条例として定めていない部分なので、その計画が例えば財源的な問題で少しおくれますとか、そんなこともあり得るわけですね。条例に置くというのは非常に市民生活にとって大きなメリットになるもので、あくまでこの今回の市民自治基本条例は理念条例で、その理念をいかに実施できるかという条例の数が少し少な過ぎるのではないかなというふうに僕自身は思うわけなんです。

それで、第6章のところ、事案が発生した時点で条例化を図っていくとありますよね。こういうのって、当然、どんな事案がという想定みたいなことはしているのかなというふうに思うんですけど、そういう想定みたいなものはないんですかね。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

市民投票条例につきましては、実は全国的な傾向といたしましても、実施条例を定めておるところが、平成22年の調べなんです、全国で都道府県を入れて607団体ということです。その中で、実際に住民投票を実施したというところはほとんどございません。実際には95%ほどが実施していないというふうなところでございまして、住民投票を実施した案件につきましては、合併の関連、あるいは産業廃棄物の処理場をどうするんだとか、原発関係の施設をどうするんだとかいうふうなところでございます。我々もその辺の検討で、常設型というところで考えていくのも一つかとは思いますが、ただ、その条例につきましては、やはりどういうものが対象になってくるかということ限定していかないと、条例の中身がふわっとしたものになってしまって、実際に機能していくかどうかということもございますので、こういう他自治体の事例も見た上で、常設型の市民投票条例というのはなじまないのかなというふうな判断をしたところでございます。

竹野兼主委員

わかりました。行政側はそうやって考えるというのは、とりあえず理解はするところなんですけれども、僕が最初にお話しさせてもらった、理念を実現するための実施条例というのを考えていくのであれば、一度つくってからそのときそのときの状況によって条例を改正することもできるので、市民の方から見れば、問題が起きてからつくというのが本当にいいのかなというふうに自分自身は考えます。これはあくまで個人の意見ですが、一応意見として、問題が起こるまで放っておいていいのかという部分は指摘しておきます。行政側の考え方だけはお伺いしましたが、個人的な意見としては、もう少し前向きな部分で、六百幾つの自治体で条例が制定されているのであれば、基本的なものというのをつくれるのではないかなというふうな思いを持っていますので、意見とさせていただきます。

毛利彰男委員長

非常にずさん、曖昧やと竹野委員は言うておるわけですね。どんな事案が発生したときにやるのかという極めて重要な質問をされておると思うんですけど。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

最初にちょっとお断りさせていただきたいと思うんですが、先ほど、ほとんど実施して

ないという答弁をさせていただいたんですが、95%というのは、申しわけございません、誤りでございます。実際に住民投票の実施に至っておるケースで、その中の95%が合併関連の住民投票を行ったという実績があるということでございまして、そのほかにつきましては、先ほど説明させていただいたような産業廃棄物の問題とかというようなところでございます。

それで、常設型の住民投票条例につきましては、今、607の自治体はその規定を置いておる中で、常設型で置いておるところにつきましては161あるということでございます。ただ、その中で本当に住民投票条例として単独で置いておるところは51ということで、ほとんどが四日市市と同様に自治基本条例の中で置くことができるという程度となっておりますという状況でございます。

竹野兼主委員

51しかないと見るのか、51もあると見るのか。そここのところの部分で、内容的な精査がされているから今の状況になっているのかなとは思いますが、その51という数字が少ないから、この本市としては必要ないというような判断であるという部分はどうかかなと思っております。

藤井政策推進部長

まず、市民投票に係る案件ということは、やはりそういう議会の皆さんと当局とのいろんなやりとりの中で、それで、市民投票にというふうな案件で、大体さっき次長が言いましたけれども、産業廃棄物の問題など非常に地域が二つに割れるとか、大きなひずみが出てきたような状況ですので、やはり現実的にはそういう事象が出たときにどうするのかというような部類に入る案件だと思っております。だから、常設でということになりますと、じゃ、市民自治基本条例は四日市市議会の議員発議で出てきた条例で、それを受けて、市としてもパブリックコメントをやり、いろんな総合計画なんかもその趣旨にのっとってきめ細かくやってきたというこの8年間の歩みからいくと、理念としてはある程度双方が合致した方向で、今、向かっておるといふふうに私は思いますので、この市民投票に関するところをあらかじめということは、具体的な事案がはっきり見えていない今の状況の中では、やっぱりちょっと先行し過ぎなのかなというふうには私は思っていますし、そういう意味合いで、今後具体的な案件が出てきたときに一部見直しをする必要性もあるというふ

うに判断させていただいておるということで、補足をさせていただきます。

竹野兼主委員

問題が出てきたときにというお話ですが、市民はどのように考えるのかというときに、さっき産業廃棄物の話が出ましたよね。例えば産業廃棄物をどうしていくべきなのかとおうようなときに、住民投票をしようと思っても、今は条例がないので、住民投票をしようすれば、有権者の署名なり何なりを集めてみたいな形でしかできませんよね。こういう部分で、自分の頭の中で少し思ったところがあったので、その話をしました。だから、市民の権利であるところなので、もしこういうものがあれば、たまたま産業廃棄物を例に挙げましたれど、例えば大きな原子力発電所が来るか、来ないかみたいなものも、この地域にはそういう予定はないけれど、それを選択できるというものが必要なのではないかなというふうに思ったので、意見をさせていただいたということを理解してもらいたいと思います。

毛利彰男委員長

竹野委員がおっしゃりたいことは、今の行政の答弁が非常に曖昧であり、その意思、信念が見えてこないという。だから、どういうバックグラウンドのときに、その条例を制定するのか、議会との関係はどうするのかと、細かい文言じゃなくて、そのバックグラウンドのところについてどのような意思を持っているかということをお尋ねになったと思うので、そこら辺はやっぱり、そういう事案が出たらつくるわけじゃなくて、どういう事案、条件で、そして、議会との関係についてどのように考えるかというきちんとしたものを意思として持っていなきゃいけないということをご指摘されたと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

藤井政策推進部長

今、委員長に改めてまとめていただきましたので、全国の状況、実態としてどういうケースで、どういうプロセスがあったのかというのを、50件ぐらいを整理するのはそんなに時間がかかることではありませんので、これは十分調査、整理をさせていただき、今後に向けて準備はさせていただきたいと思っております。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

荒木美幸委員

1点お願いします。第17条の苦情等の処理の項目なんですが、条文あるいはこの取り組み状況については特に意見はありませんけれども、ここ10年ぐらい、やはりインターネットの発達であったりとか、あるいは価値観の多様化によって、行政機関だけではなく、どの分野も苦情というのはすごくふえている状況があります。

そういった中で、やはり市民権利の高まりによって、もちろん言われてごもっともな苦情については、これでいいと思うんですけども、理不尽なもの、あるいは目的が違うもの、あるいは暴力的なもの、こういったものについては通常の対応ではなくて、危機管理対応能力といったものが非常に必要だと思っているんですね。そういったことをうたう必要がないのかということと、他市町にはそういったことを担保することが条文にうたわれているようなところがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

もちろんおっしゃられるようなところはもっともなところだと思います。ただ、他市町の事例とか、そういうところについては、済みません、把握していない状況ではございます。我々としたしましては、そういう苦情という表現でいいのかということではございますが、ご要望やご意見につきましては、その内容についてきちっと把握させていただいた中で、その内容がおっしゃられるような趣旨のものであれば、それについて、そういう丁寧な形で、違いますよというようなところでもって、お答えをさせていただくというふうに努めているところでございます。

荒木美幸委員

ありがとうございます。これをなぜお話ししたかといいますと、せんだって宝塚市でしたか、市民の方による火災があって、それによってやはり職員の士気が下がったり、情報が消失をしてしまったりとか、あるいは命にかかわるとか、非常にリスクが大きかったわけですね。ですから、特に市民目線で見ると、市民の資料が多くなってしまったことを考えると、そういったリスクも発生する事例ということにつながっていくわけです。

から、そういったことにももう少し意識を持って取り組んでいくことはもちろんですが、こういうふうにも文化していくというようなことも必要な時代に入ってきているのかなと感じますので、意見として伝えておきたいと思いました。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

中村久雄委員

2点ほどお聞きしたいんですけど、まず、第9条の市民参加の実施等というところで、条文として改正が必要やないかなということもちょっと考えておるんですけど、いろんな意見、市政アンケートや市政への提案箱等々でいただいたご意見に対して、その結果を反映とありますけれども、その結果で実際に市政が変わったこと、この方針が変わったこととか、その事業が変わったことというのはどれくらいあるんですかね。

藤井政策推進部長

まず、市政への提案箱というのは、よくあるのはこういう取り組みが十分でないという苦情に対して、これは広報広聴課が窓口ですけれども、担当課と調整をしてお返す。それを庁内掲示板に載せて各部局が一覧できるようにすると。苦情に対してこういう対応をした。それを他山の石として、自分のところには関係ないというんじゃなくて、自分のところに置きかえたらどうなるかということを見越して仕事をせいという話で、月次でまとまってくると、それについては、見られる範囲ではもう一遍チェックして、十分な形というふうにはやっています。

きのうの予算常任委員会とも連動するんですけど、日々、次に向けて質を上げるという取り組みをしておるといのが実態でして、大きく方向ががらっと変わるような形のものではないということで、まずご理解いただきたいと思います。ただ、決して担当者だけで埋没することはないというふうに四日市市は取り組んでいますので、苦情、あるいは注文についてどう対応するかについて、中途半端な対応については、少なくとも政策推進部としては、それはおかしいやないかという形の注文はつけているというのが実態です。

中村久雄委員

意見の中には、やっぱり建設的なご意見もあるかと思うんです。そういう建設的な意見とか、四日市市や三重県の歴史的な背景を考えて、もっともやなというような苦情やったり要望やったりということもあるかと思うんですけど、やっぱり市民には、これは行政に言うても何もならへんわというふうな諦めの意識がやっぱりあると思うんですね。市民とともにこの四日市市政をつくるという意識があるのやったら、例えばそういう建設的な意見があって、これはこういうふうに取り上げましたと。要は職員の提案制度みたいに、やはりどこかで表彰するなり、それを明らかにする。だから、建設的な意見があったとき、それはこういうふうに反映しましたよというように示されれば、意見を言うていったら何とかなるのやないか、市政が変わるんやないかとか、こういうふうに取り上げてもらえるのやないかと思ってもらえると思うんです。

また、例えば意見の内容が市の管轄を超えるものであるので国や県へも伝えていくといっても、市民からしたら、それは全然見えてこないじゃないですか。おっしゃったように、担当者にとどまるんじゃなくて全部局に伝わるといっても、それはなかなか意見を言った市民から見えないので、その国や県につなげていったことも、こういうふうに国や県へ取り上げていったと、それで少しでも変わったことがあったら、それをまた情報として流すとかいうふうなことをしていく中で、市民と一緒に四日市をつくり上げていこうよというふうな機運が醸成するんじゃないかと思うんです。

だから、結論として、この第9条の市民参加の実施等のところは、反映させるよう努めるものとしめずと閉じていますけれども、建設的な意見については公表するとか、広報なんかで積極に取り上げるとかいうふうな、フィードバックの内容を入れられないかなという提案です。

毛利彰男委員長

条例の文言、第9条のこの文言を見直す必要があるということですね。何を、どこをつけ加えるんですか。

中村久雄委員

市の行政運営に市民の意見を可能な限り、例えば反映させ、有効な施策になったものについては……。文章にしては難しいな。これはちょっと考えてみますわ。

竹野兼主委員

中村さん、これは理念条例なので、それをさせるという条例ではないというのを基本において文章を変えやんとあかんと思うんですよ。あくまで理念を進めていく条例なので、それをしなさいみたいな条文には変えられないと思うんやけど。そここのところをしっかりと認識して聞いてもらわんと。

毛利彰男委員長

全ての条文がそういう言葉に、努める、努めるものとするということになっていますね。

竹野兼主委員

新しい条例をつくって、そういうのをしなさいという条例をつくるというのだったら、また別やと思いますよ。

毛利彰男委員長

下部の実施条例をつくるという意味ですね。竹野さんがおっしゃるのは。そぐわないんじゃないかという意見です。

中村久雄委員

これは理念条例ですね。わかりました。

きのうの予算常任委員会、ごめんなさい、私、欠席してしまいましたので、その辺の議論もあったかなというようには思うんですけども、それは実施条例という中でということですが、そういう意識で市の行政として取り組んでいただければいいかなというふうには思うんですけど、その辺はいかがですか。

藤井政策推進部長

市民のいろんな提案については、先ほど申し上げましたけれども、随時、きっちりとした内容でお答えはしています。メールでいただいたら、まずはメールでお返しすることを行っています。実際、例えば国、県にも報告しますといった場合に、それをどういうふうにするかというのは、さっきの職員の幅広の能力開発というのにリンクするんですけども、気のきいた仕事をしようと思えば、やっぱりそういうことを、何かのときにこ

うやって言うことは言いましたよと電話を一つかけるとか、その辺によって、かなり満足度というか、言ったことが通じておるなということがわかるわけで、それはもう条文にどう書かれておるかじゃなくて、行政職員というのは、仕事を円滑に進めるためにそういうふうな仕事の仕方をしないとだめだと思うんですね。

ですから、委員がおっしゃることは、そうならいけばよりわかりやすいなと思いますけれども、日常的な業務遂行からいくと、余りそれを義務づけてしまうと、プライオリティーからいってそこまでやれやんわなという話になってくると、やっぱりうまくいかない。それよりも、何かのときにこういうふうなアプローチをしましたのでということが言えるようなスキルを上げておいたほうが、やっぱり総合的にはよくなる。そのときに、さっき荒木委員からご意見ありましたように、全ての人にそういうふうに対応するのか、実際は事柄によってメリ張りをきかすのかというのは、これは今の職員の状況では非常に難しい問題なんですけれども、その目ききができるような経験値を積ますと。要するに、いろんな経験、そうやって文句を言われる、苦情を言われる、怒られる、その繰り返しを100回やっておる職員と、50回やっておる職員と比べれば、当然スキルは100回経験した職員のほうが上がるわけですよ。だから、それも含めてやる。

私は、この市民自治基本条例には、市民と事業者と行政がやはり関係性をよくするためにはどうすればいいかということが全部入っておると思うんです。だから、それをどうしゃくするかというのは、その担う人間がどう実際に運用するか。それをどう伝え、お答えするか。こうやってメールを出しておいたので、もう見てくださいますと、全然満足度は上がらんわけで、それは仕事のやり方、構え方として、もう少し庁内全般で、全部局で温度を上げていく必要性はあると思いますので、今、いただいた意見については、次の部長会議で、そういうことも踏まえてやるという形でちょっと伝えたいなとは思っています。

中村久雄委員

個々の意見についてどう応えるかというのが大事なことというのは、もうおっしゃっておりでございます。やっぱりみんなで四日市を考えようというふうな機運を育むのであれば、これはもう要望というか、提案だけありますけど、広報よっかいちなんかに、皆様からいただいた建設的な意見を掲載して、これはこういうふうな施策の中で反映させていただきましたということ、その意見を提案された本人だけでなく市民全体に広報することで、ご意見を聞いていますよということがわかるような方策を考えれば、意見を言うたら変わ

るんや、俺もこういうことを考えておるで、一遍言うてみようかというふうな機運が盛り上がってくるんじゃないかなというふうに考えます。

別の観点に移っていいですか。

毛利彰男委員長

確認ですが、今の件、第9条の文言を変えるということについては、これはあくまでも理念条例なので、実行する、具体的にやることについては、下部条例でこれからつくっていけばいいということで、よろしいですね。

中村久雄委員

はい。

毛利彰男委員長

じゃ、2点目をお願いします。

中村久雄委員

石川勝彦委員の話とも重なるかと思うんですけど、職員さんの能力を上げるというところで、研修だけでなく、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで日々のスキルを上げていくと。日々の気づきや発見を効果的にしていくという中で、そのオン・ザ・ジョブ・トレーニングを効果的にするには、職員の能力評価制度という中で、PDCAを繰り返すというようなことが一番効果的かなと思うんです。

1点だけ紹介しておきたいなと思うのが、もう25年も前の話でありますけど、私は以前外食産業におったときに、オーダーエントリーシステム　今、POSでみんな注文をとっていますよね。それがレジへ行って、もうそのまま本社へ何が売れたか伝わるというやつですが　これを25年前にM社のシステムからごろっとF社のシステムに変えたことがあります。その変えた理由が何かといたら、その時期F社のほうが、おたくの今の状況で何が知りたいんですか、どういう情報が欲しいんですかと聞いてきて、それに答えたところ、わかりました、そういうことでしたら、こういうことができますよ、こういうこともできますよと提案していただいて、その導入に至ったんです。ニーズによってそのシステムが全部構築されてきたという部分で、相手は何を求めているかをつかんで的確な提案

をしていただいたんですね。

これは行政にも通じると思うんです。いろんな法律、条例、規則等があって、あれもこれも難しいような法律用語やったり、一つ一つの難しい言葉がありますけれども、今のお困り事には、こういうことができますよというふうなことを取捨選択できるような、その方の抱えている困難な状況について答えられる、それに気づいて答えられるというふうな職員さんの能力開発ができれば、市民サービスが上がってくるのかなと。

そういうことを鍛えようと思ったら、総合的な研修で知識を与えて、その知識が自分たちの仕事の中で発見になって、気づいて、それが自分のものになるようなことを繰り返すことが大事だと思うので、そのためには本当にすぐそれを上司の方に反映できるような職員の評価制度というのはぜひ必要と思います。提案ということで、よろしくお願いします。

藤井政策推進部長

オン・ザ・ジョブ・トレーニングで、今、中村委員がおっしゃったように、市民が何を求めているのかとか、企業が何を望んでおられるのかということをやちゃんと答えられるようになるということは、やっぱり究極の労働集約型産業である市役所としてはやっていかなあかんと思います。

ただ、だからといって評価するのに煩雑な仕組みをつくる必要性はないと私は思っています。私たち管理職もいろいろ目標管理というのをやるんですが、管理職の数は、政策推進部は知れていますけれども、市民文化部は50人おるんです。50人の目標管理の評価をつくるために、あそこの次長は、数年前は1週間かかって仕事をしておった。今は上位何名までの点数とかになっておるもんで、大分簡略化していますけれども。私はその煩雑な仕組みをつくるよりは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングをすれば、日常的に職員の能力が十分わかるわけですね。一緒に仕事をしておれば。全然職員とコミュニケーションしなかったら、そりゃ別ですけど、そんなのでは仕事にならんと思うので。もう少し簡易なやり方でも、それは評価できるというふうに思いますので、そういう工夫もしながら、委員がおっしゃったような形で能力を見きわめて育てるような仕組みは、これからどんどん改良してまいりたいというふうに思っております。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

他に意見がないようでございますので、この市民自治基本条例についてを締めて、休憩に入りたいと思います。

皆さん方のご意見をまとめると、この6ページにあるのとほとんど一致するんじゃないかと、この条文につきましては、現時点での見直しの必要はないというふうに考えられる。ただし、市民協働促進条例、あるいは市民投票条例の考え方、タイミング、これはやはり行政としてしっかりと、それを考え方、ポリシーを持っていただく必要があるということ。さらに、この条例が機能するために具体的な取り組み、工夫、改善の余地があるというご指摘をたくさんいただきました。一口で言えば、もうちょっと力を入れてやってもらったらええんじゃないかと、具体的な提案もいただいておりますので、さらにこの条例が生きて、花が咲くように、今後をご検討いただきたいというふうに思っています。下部条例の必要性についてもご指摘をいただいております。こういうまとめ方にしたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございます。

竹野兼主委員

1点だけ。市民協働促進条例については、行政側も一緒に入ってもらってやっているという状況なんです、その進捗状況はどんなものなのかなと。行政側はどんなふうな状況かなと思われておるのかなということだけ教えてください。

藤井政策推進部長

市民協働促進条例につきましては市民文化部が所管しておりますが、まだまだ今の段階では具体的な時期についての庁内的な整理が明確になっていないという状況でございます。

毛利彰男委員長

それでは、ここで休憩に入ります。11時25分まで休憩ということをお願いします。

11:10 休憩

11:25 再開

毛利彰男委員長

総務常任委員会を再開いたします。

議会報告会、シティ・ミーティングについてですけれども、7月3日はお疲れさまでした。ときわ保育園で、ぱらぱらと市民の方が来ていただきまして、非常に充実した意見交換ができたというふうに思っておりますが、資料が2つございます。資料1は、会場でもした全ての意見と答弁です。その中で議会運営委員会へ報告する意見として作成させていただいたのが資料2でございます。その扱いにつきましても、そこにありますような形で、一応案として提出させていただきましたので、今からご検討いただいて、その方向性を決めていきたいと思っております。

資料の説明を事務局のほうからしていただきましょうかな。

議会事務局寺本主事

委員長から先ほどご紹介ございましたように、資料1につきましては、議会報告会、シティ・ミーティングで、市民の方からあった意見とそれに対する答弁の全てのやりとりをまとめさせていただいたものになります。その中から資料2といたしまして、議会運営委員会のほうに総務常任委員会の議会報告会、シティ・ミーティングで出された課題ということで、正副委員長とご相談させていただいてこの2つの意見を挙げたということがございます。

資料1は、またお目通しをいただければと思っております。

資料2について説明をさせていただきます。二つございまして、まず、八郷の方からのご意見でございます。内容でございますが、災害時の水対策に関して、危機管理室に尋ねたところ、上下水道局の管轄であるとの回答だったが、災害時に関する対応については危機管理室で一括して管理すべきであり、これは縦割り行政の弊害ではないか。また、水対策が市民に周知されていないように感じるため、給水場等の設備に関するマップを作成し、公表するなど周知徹底に努めてほしいというような内容でございました。

これに対する委員会における検討結果の案でございますけれども、意見ということで

ございましたもので、これは所管部局である危機管理監のほうに、このような意見があったということを伝えるという形で、議会全体として協議すべきとか、各常任委員会で引き続き協議すべきという意見ではなく、こういった意見があったというその他の意見ということで議会運営委員会に報告するというところでどうかという案でございます。

それから、二つ目の意見でございます。ときわ一丁目の方からのご意見でございます。内容につきましては、常磐地区は三滝川、鹿化川に挟まれて、大雨による水害の危険性があると。当該河川の管轄が県であることは承知しているけれども、住民としては、いつまでにどういう対策を行うかということが知りたいので、河川改修に係る年次計画を示していただくなど、定量的な説明をお願いしたいというようなことでもございました。

委員会における検討結果案でございますが、市に対する意見ではないということもございますので、議会において河川を所管する都市・環境常任委員会に参考意見としてお伝えをしてはどうかということでございます。都市・環境常任委員会のほうで、この意見をどう捉えていただくかということは検討いただければというふうな形で、その他の意見ということで提示をするというような案でございます。

以上でございます。

毛利彰男委員長

ご説明のとおりでございます。

資料2の議会運営委員会への提出の内容、2項目とも、その他の意見として、上のほうは危機管理監に意見として伝える。下は都市・環境常任委員会に参考意見として伝えるというふうにまとめさせていただいたわけですが、いかがでしょうか。

森 康哲委員

このアルファ米云々というのは、報告しないんですか。水が備蓄されてないのでアルファ米が食べれないやないかと。

毛利彰男委員長

なるほど。じゃ、それももう一行入れて。そうやね。米だけあっても炊けへんのやと、水がないのでという、資料1の1ページのところかな。じゃ、これもこの3番目につけさせていただいて、検討結果の内容は同じように所管部局に意見として伝えるというふうに

追加させていただきます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

じゃ、この件はこういう形とさせていただきます。ありがとうございます。

その他、10月7日に開催する議会報告会についてですが、資料3を見てください。議会だよりに掲載する都合上、本日中に会場を決定しなきゃならないということです。南部ブロック西の中で4会場が残っておるところでございます。それで、この中から会場を決めたいと思いますが、どうしてもここでなきゃ嫌やというご意見があれば尊重したいと思いますが、いかがでしょうか。

石川善己委員

意見というか、質問だけいいですか。

毛利彰男委員長

どうぞ。

石川善己委員

会場4番のかわしまふれあいセンターなんですが、駐車場は丸になっているんですが、これは広場を借りられるということでいいんでしょうか。

鹿間議会事務局次長兼議事課長

J Aの駐車場を借りられるという話です。反対側。それと、幼稚園のところ2カ所ぐらいを想定しています。

毛利彰男委員長

一応丸がありますが、三角ですね。はっきり言いますと。やや難ありと。脱落ですな、

これは。そうすると、4番は脱落で、1番から3番のどこかということですが。

〔発言する者あり〕

毛利彰男委員長

山田町高齢者若者センターは場所がわかりにくいと。そうすると、小山田地区市民センターか川島地区市民センターのどっちかがええということやね。

〔発言する者あり〕

毛利彰男委員長

正副一任というご提案をいただきました。ありがとうございます。

それでは、川島地区市民センター2階大会議室でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

次に、行政視察の件でございますが、7月24日から26日、石川勝彦委員を除く全委員さんに行っていただくということになっております。事務局より説明をしてください。集合場所も。

寺本議会事務局主事

お手元の封筒の中に、行程表、資料と、あと、切封については近畿日本ツーリストの小さい封筒に入れてございます。その中に近鉄、JRの切符がございます。それで、済みません、近鉄のほうは近鉄四日市からの乗車券になっておりますので、別の駅から乗られる場合は、大変申しわけないのですが、各自でご対応いただければというふうに思います。旅費の計算は、近鉄四日市からになりますもので、ちょっとその辺はご対応をお願いしたいというふうに思っております。

当日の集合時間でございますが、また後刻開催通知を出させていただこうとは思っておりますけれども、午前10時に近鉄四日市駅の名古屋方面のホームにご集合いただければと思います。喫煙の方は1号車で、禁煙の方は2号車になっておりますので、名古屋向きのほうの側の階段を上がっていただければというふうに思っておりますので、済みませんが、よろしく申し上げます。

荒木美幸委員

桑名から乗り込みさせていただいていいでしょうか。

毛利彰男委員長

わかりました。大人の対応でいきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それと、1日目は夕食をいただいて、2次会へ行くことにしましたので、どうしても行きたくないという方は無理する必要はございませんが、一応2次会も予定を入れておいていただきますようお願いいたします。

それから、2日目はもう自由にしたいと思えます。これは自分でいいところを探していただいて、自分で大人の対応をしていただくということをお願いをしたいと思えます。

伊藤嗣也副委員長

済みません。新大阪で九州新幹線に乗り換えることにしています。時間が合いましたので。また、ここで弁当も積み込むという形にさせていただきます。

毛利彰男委員長

いろいろとご配慮いただきましてありがとうございます。

最後ですけれども、次回の総務常任委員会ですが、本日終わらない場合ということで予定していたんですが、終わりましたので、8月9日はなしということにさせていただきますと思います。ご了解ください。

それでは、総務常任委員会を終了いたします。

11:37閉議